

## 高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業の概要

高齢者が要介護状態になることを予防し、地域コミュニティにおける高齢者の支援体制を図ることを目的に、高齢者の健康づくりに資すると認められる活動を自主的に行う住民グループに対し、下記のとおり補助金を交付します。

### 記

#### 1 補助対象団体

市内に居住する住民のグループ（その構成員のうち、65歳以上の者が10人以上であり、かつ、法人格を有しないものに限る。）であって、高齢者の運動機能の維持及び向上を目的とする体操教室を自主的に開催する団体（6月以上（見込を含む。）継続して活動をする必要があります。）

#### 2 補助対象活動

市内において行う次の活動

(1) 高齢者の運動機能の維持及び向上を目的とし、対象年度において月1回以上継続して開催される体操教室

(2) (1)の活動を行い、その活動の一環として開催される研修会及び講演会  
※ 市から他の補助金等の交付を受けている活動については、補助対象活動から除きます。

65歳以上の参加人数が5人未満の回は回数としてカウントできません。

#### 3 補助金の額

(1) 次のAとBを比較し、いずれか少ない額を補助金の額とします。

A=補助対象経費（上限額30万円）の8割（千円未満切り捨て）

B=当該年度の実施（予定）回数区分に応じた補助金の額（下の表のとおり）

対象年度の実施（予定）回数	補助金の額
12回未満	実施予定回数に8,000円を乗じて得た額
12回以上18回未満	96,000円
18回以上24回未満	144,000円
24回以上30回未満	192,000円
30回以上36回未満	204,000円
36回以上42回未満	216,000円
42回以上48回未満	228,000円
48回以上	240,000円

- (2) 1 補助対象団体につき 1 対象期間あたり 1 回を上限とし、予算の範囲内で補助金を交付します。

4 補助対象経費（下の表のとおり）

上限額 30 万円（5 万円未満の場合は、補助金の交付対象となりません。）

経費区分	補助対象経費	備考
報償費	補助対象活動の指導者、講師等への謝礼（外部から招請した者に限る。）	旅費に関するものを除く。
光熱水費	補助対象活動の会場で使用する電気、ガス、灯油等の冷暖房費	
使用料及び賃借料	補助対象活動の会場の使用料及び機器等の賃借料	機器等とは、音響設備、運動機器等をいう（コピー機を除く。）。

5 提出書類等

所定の申請書（様式第 1 号）に、次の書類を添付してご提出ください。

- (1) 活動計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 参加者名簿（様式第 4 号）
- (4) 団体の規約又は会則等
- (5) その他市長が必要と認める書類
- (6) 団体情報シート

※ 団体への参加及び見学希望があった場合は、団体情報シートの内容をもとに、長寿支援課又は各地域包括支援センターから連絡させていただくことがあります。

※ 提出書類等に記載されている団体名、活動内容、参加者数、活動日時及び活動場所については市ホームページ等で公開させていただきます。

6 提出先・お問い合わせ先

下関市役所長寿支援課支援係

〒751-8521 下関市南部町 1 番 1 号 本庁舎西棟 2 階

電話 083-231-1340 FAX:083-231-1948